第四十五期決算公告

（平成二十七年三月三十一日現在）

貸借対照表の要旨　単位・千円

資産の部		
流動資産	三、三九六、六五九	
固定資産	一、一七五、七六九	
資産の部合計	四、五七二、四二九	
負債及び純資産の部		
流動負債	一、六二五、八一一	
（賞与引当金）	（一一三、八五五）	
（役員賞与引当金）	（一、五二九）	
固定負債	一二七、九〇四	
（退職給付引当金）	（一二四、二九九）	
（役員退職慰労引当金）	（三、六〇五）	
負債の部合計	一、七五三、七一五	
株主資本	二、八一八、七一三	
資本金	九三、五〇〇	
資本剰余金	七三、五〇〇	
その他資本剰余金	七三、五〇〇	
利益剰余金	二、六五一、七一三	
利益準備金	二三、四〇〇	
その他利益剰余金	二、六二八、三一三	
（うち当期純利益）	（四三二、一三二）	
純資産の部合計	二、八一八、七一三	
負債及び純資産の部合計	四、五七二、四二九	

平成二十七年六月二十六日

岡山県真庭市三田二二〇番地

株式会社デンソー勝山

代表取締役　平畠　斉

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県三郷市田中新田二八一番地一、最後の住所埼玉県三郷市田中新田二八一番地一みのりホーム共同生活看護センター

被相続人　亡　越智　康惠

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年七月十七日

埼玉県越谷市越ケ谷三丁目七番三一号

相続財産管理人　友田　和昭

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都豊島区西巣鴨三丁目五二五番地、最後の住所埼玉県新座市東北一丁目八番八号

志木住宅三〇八号室

被相続人　亡　榎本　栄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年七月十七日

埼玉県さいたま市中央区大戸一丁目三番六号中浦和法律事務所

相続財産管理人　弁護士　石塚　章夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍横浜市西区南浅間町三〇番地一、最後の住所横浜市瀬谷区五貫目町一〇番地一三五マークスプリングス・メゾンC七〇六号室

被相続人　亡　杉山　正道

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年七月十七日

横浜市中区相生町一―一五第二東商ビル五階

相続財産管理人　弁護士　福田　盛行

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍富山県下新川郡入善町上野一一七二四番地、最後の住所富山県下新川郡入善町上野一一三九〇番地六

被相続人　亡　金澤　和久

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年七月十七日

富山県下新川郡入善町入膳四九五五番地六

相続財産管理人　岩場　達夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福井県鯖江市本町四丁目二〇三番地、最後の住所福井県鯖江市本町四丁目二番二号

被相続人　亡　毛利　國江

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年七月十七日

福井県福井市順化一丁目二四番二四号

相続財産管理人　弁護士　紅谷　崇文

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山梨県笛吹市八代町増利一三〇番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　武田　睦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年七月十七日

山梨県甲府市中央一丁目八番六号今井ビル三階丸山公夫法律事務所

相続財産管理人　弁護士　網倉　基充

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県名古屋市瑞穂区高田町四丁目七番地、最後の住所滋賀県大津市下阪本五丁目一六番四七号

被相続人　亡　鈴木　修平

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年七月十七日

事務所滋賀県草津市野村二丁目三番一八号都計第一ビル二階一号室さとやま法律事務所　相続財産管理人　弁護士　竹内　雅和

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県伊丹市高台五丁目二八番地、最後の住所大阪府堺市西区上野芝向ヶ丘町六丁一番五号

被相続人　亡　岩本　春秀

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年七月十七日

大阪府大阪市中央区北浜二丁目一番三号北浜清友会館ビル二階

相続財産管理人　弁護士　林　範夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜県羽島市堀津町二三三六番地、最後の住所不明

被相続人　亡　楠本　秀子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年七月十七日

香川県高松市天神前一〇番五号

相続財産管理人　瀧端　延隆

無縁墳墓等改葬公告

墓地利用向上のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者および無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十七年七月十七日

一、墳墓等所在地　東京都墨田区東向島三丁目八番一号

一、墳墓等の名称　宗教法人法泉寺境内墓地

一、死亡者の本籍及び氏名　本籍不詳

①（墳墓整理番号４＊４６菊池家の墓）

氏名　菊池三平、菊池キサナ、菊池ナミ、菊池三郎、菊池きゑ

②（墳墓整理番号４＊８２高橋家の墓）

氏名　高橋福吉、高橋たねよ、高橋まつの

③（墳墓整理番号７＊７０大友家の墓）

氏名　大友よし、大友清吾、大友亀代、大友清治、大友美代、大友鉄三郎

④（墳墓整理番号８＊９９成田家の墓）

氏名　成田コマ、成田光文、成田佳雄、成田ヤソ、成田佳憲、成田嘉次郎

一、改葬を行おうとする者　東京都墨田区東向島三丁目八番一号　宗教法人　法泉寺　代表役員　西山　哲央

第13期決算公告　平成27年7月17日

北海道札幌市北区北六条西一丁目3番地8

ジェイ・エヌ・オー株式会社

取締役社長　竹内　健二

貸借対照表の要旨（平成27年3月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	75,672
	固定資産	3,138
	合計	78,810
負債及び純資産の部	流動負債	11,150
	固定負債	6,312
	（役員退職慰労引当金）	(6,312)
	株主資本	61,347
	資本金	20,000
	資本剰余金	10,000
	利益剰余金	31,347
	その他利益剰余金	31,347
	（うち当期純損失）	(2,521)
	合計	78,810